

### 3月号 (534号)

A 県 B 市に在する無人島 M では、自衛隊基地の整備が進むが、X (国) と県からの市に対する説明は不十分で、しかも工事は市長が賛否を表明しないまま、なし崩しに進捗している。B 市に隣接し、無人島の対岸に位置する A 県 C 町では、自衛隊員宿舎の建設が進むほか、悪天候により M 島に渡れない場合に基地機能を維持するための管理事務所の建物（以下、本件建物）も着工された。M 島の整備計画全体について X と県からの情報提供が乏しい状態であり、その一部である C 町の管理事務所の実際の機能や設備についても町民にほとんど情報がなかった。何とか情報を入手できないかと考えた同町民である P らは、本件建物の着工に先立ち、A 県の建築主事が建築基準法 18 条 2 項に基づき X の機関である管轄の Q 防衛局 D 防衛支局から建築工事に関する計画につき通知を受け、同 3 項に基づき同法上の建築基準関係規定に適合することを確認していることに着目した。そして、A 県の情報公開条例に基づき、前記の通知に際して C 町に提出され、その後は保管されていた本件建物の設計図面を含む建築計画に関する資料（以下、本件資料）の公開請求を行った。A 県知事である Y は、一旦は非公開の決定を行ったが、P らの異議申立てを受けてこれを取り消し、一部の公開を認める決定を行った（以下、本件決定）。

A 県の法制・訟務担当職員である N は、自分も携わった本件決定が P らに通知されてほっとしていた。ところがその平穩も、本件資料が公開されると X の秘密保護等の法律上保護された利益が侵害されるとして、X が本件決定の一部取消しを求めて A 県を訴えたというニュースで破られた。X は、資料が公開されると、攻撃に耐えうる施設の安全性の程度が知られるほか、警備上の支障が生じると主張している。「国の反応が気がりではあったが、関与ではなく最初から訴訟で来たか。取消訴訟の形をとりつつも、実質は国と県との機関間の争いだ。裁判所はこの事案で実体判断をするのだろうか」と呟く N。国の訴えは法律上の争訟にあたらぬとして入り口で寄り切れれば、もちろん県には有利になる。けれども、この先県が国を訴える局面もありうると思えば、戦略的な立論はいったん置いて、まずは筋の通った議論を立ててみたいと N は考えた。あなたが N であるとして、国の訴えに対する裁判所の司法権行使の可否について考えなさい。

## 2月号 (533号)

ペット専門の美容師として働いてきたXは、中腰での長年の施術が原因で足腰が痛むようになり、仕事を続けられなくなった。もともと余裕のない家計で、同居の子どもAは奨学金を得て大学に入ったばかりであり、修学の中断は酷であった。そこでXは生活保護を申請し、居住自治体の福祉事務所はAが学業を継続できるよう世帯分離をしたうえで、Xの保護開始を決定した。近所の人々もXらを案じ気遣ってきたところ、Aが突然の病に倒れた。そのため買い物やXの通院の付添いをAが担えなくなったばかりか、公共交通機関が衰退した地域にあって、最寄りのバス停まで杖で休み休み歩く状態のXが買い物もAの通院付添いもせざるをえなくなった。状況を見かねたXらの家主は、自己の所有する自動車を使ってほしいと申し出た。仕事用の自動車をすでに処分していたXは逡巡したが、事故に備えて保険には入っており、ガソリン代も不要との家主の言葉で前向きになり、厚意を受けることにした。運転なら体は歩くほど痛まず、時間のやりくりにも慣れてきたころ、Xが車を運転しているとの匿名の電話が福祉事務所に入った。生活保護受給に際しては、生活保護法（以下、法）4条1項で「その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用すること」が要件とされ、一般に資産性を有するとされる自動車は保有に加え借用使用も認めない運用がなされてきた（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」〔以下、問答集〕問3-20）。福祉事務所は自動車の借用使用につき、事実を確認したうえで、法27条に基づく指示としてXに対しこれを禁止するとともに（以下、本件指示）、使用が続くなら保護を停止または廃止する旨を伝えた。指示の遵守は保護利用者の義務とされるが（法62条1項）、その後もXが自動車使用を続けたため、福祉事務所は法62条3項に基づきXの保護を廃止した（以下、本件処分）。Xは収入を絶たれ、二人の生活費と医療費にはAの奨学金を充てるほかなくなっている。この窮地について相談された弁護士であるあなたは、本件処分の取消訴訟を提起するとともに、行政事件訴訟法25条2項に基づき処分の執行停止を申し立てようと考えた。そこにおいて、どのような憲法上の主張を行えばよいだろうか。

### 1 月号 (532 号)

X は 202X 年 1 月、P 県内のスーパーで、同店を訪れていた客を突然押して転倒させ、全治 2 か月の頭部外傷を負わせた。本件において X は逮捕・勾留はされず、就労を継続するとともに自宅であるグループホームで落ち着いた生活を送っていた。事件から 1 年 2 か月経過後、X を取り調べた検察官は、X が事件当時心神喪失の状態にあったとして公訴を提起しない処分をし（刑 39 条 1 項）、P 地裁に心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下、医療観察法または法）33 条 1 項に基づく入院又は通院処遇申立てを行った。P 地裁の命令による鑑定入院（法 37 条 1 項）を経て、医療観察入院（法 42 条 1 項 1 号）が決定され、X は支援者たちが日帰りのできない遠隔地の指定入院医療機関へとすぐに移送された。X は取調べを行った検察官の言葉を理解できないなど、言語によるコミュニケーションに困難を抱えてはいるが、事件後は平穏に生活しており、事件時のような心神喪失状態に陥ることはなかった。取調べ段階から弁護人として X の支援を行っている弁護士 A は、検察官の申立て後は X の付添人（法 30 条）に選任されている。X の行った行為が非難されるべきであるのはもちろんだが、X が事件を起こしたのは病気の程度が重かった時であり、その時と現在とでは病態像が異なっている。そう理解していた A は入院決定と身柄の遠方への即時の移送に衝撃を受け、X を従前の生活環境に戻らせるべく、抗告を行い決定について争うことを決意した。あなたが A であるとして、抗告に際しどのような憲法上の主張が可能か、考えなさい。

## 12月号 (531号)

日本の聾学校では、長年手話による教育が認められず、音声言語をベースにした聴覚口話法が教え方の主流であった。これは補聴器などを使用して残存聴力を少しでも伸ばし読唇と口話の力を育てようとするものである（古石篤子「ろう児の母語と言語的人権」全国ろう児をもつ親の会編『ろう教育と言語権』51頁）。そうした中、地方公共団体Yの設置した聾学校Pは、教育における手話活用の実践研究を進め、7年ほどの経験を積んだうえで、「日本手話を基盤とし、音声日本語も活用する」二言語クラスの設置という画期的な試みを開始した。日本手話は、「人間が特別な訓練なしに自然に習得し使用できる」自然言語であり、日本語とは異なる独自の体系を持つ。日本語対応手話は日本語の文法規則に沿ったものである点で、日本手話とは全く異なる（市田泰弘「言語学からみた日本手話」全国ろう児をもつ親の会編・前掲10頁・20頁参照）。二言語クラスは、そこでの児童・生徒の認知能力の深化が実感されると、保護者と教師の支持を集め、Pは学級編制の将来的な方針を「二言語」へと固めるに至った。しかしその方針は聴覚口話を重視する校長の赴任により覆され、日本手話で授業ができる教員の定年に際しても後任は補充されなかった。この教員は退職前に若手への指導技術継承のため無償の研修を申し出たが、校長は認めず、校地立入りを禁止されたうえ、再任用辞退届の提出を余儀なくされた。

$X_1$  及び  $X_2$  は日本手話を第一言語として育ったろう児であり、P小学部に入学後は二言語クラスに所属した。ところが、3年生進級時に日本手話のできない教員が担任となってコミュニケーションが難化し、 $X_1$  が授業中に日本手話で正答を繰り返し示しても担任が読み取れず、そのまま流されたことを契機に学習意欲を失い、欠席が続くようになった。2学年上の  $X_2$  は、5年生の途中で担任となった日本手話に習熟しない教員が難聴の程度の軽い児童を頼ってコミュニケーションをとったことから自己肯定感を低下させ、一時不登校となった。その後も保護者らの再三の申し入れにもかかわらず、日本手話のできる教員は補充されていない。「目で見える子ども」である  $X_1$  らが視覚を介して「負担なく習得し」た第一言語であり、それをを用いた「他者とのやり取りを通じて知識・思考を深め」てきたはずの日本手話（松岡和美「ろう児の発達における日本手話の重要性」佐野愛子ほか編『日本手話で学びたい！』37頁）を使って学校で学べなくなったことに  $X_1$  らは深く傷ついている。あなたが国家賠償請求訴訟の提起を考えている  $X_1$  らとその保護者から相談を受けた法律家であるとして、憲法の視点からどのようなアドバイスができるか考えなさい。

## 11 月号 (530 号)

P 県 Q 町は、背後に聳える R 山を水源とする湧水に恵まれた土地である。Q 町では採石法 33 条による認可を受けた採石事業が実施されてきたものの、採石地で地下水が湧出するなどして水源枯渇が懸念され、実際に枯渇に結び付く影響が否定できないとの科学的知見も示されるに至った。そこで Q 町は水循環保全条例（以下、本件条例）を制定・施行し、採石を規制することとした。具体的には、条例で指定された水源涵養保全地域では、水源涵養機能を著しく阻害し水源涵養量の減少をもたらすおそれがある事業等を「規制対象事業」として禁止し、その認定は、事業者の届出に基づく当事者との事前協議と Q 町水循環保全審議会からの意見聴取を経て町長が行うものとして、これに該当しない旨の通知がなされるまでは事業に着手できないものとされた（以下、本件規制）。採石業者である X は、Q 町内の水源涵養保全地域に所有する約 12 万平方メートルの事業場で最大地下 49 メートルまで掘削する採石事業を計画し、前記の届出のうえ協議等を経た結果、規制対象事業に該当すると認定された（以下、本件処分）。事業が遂行できなくなった X は、本件規制の憲法 22 条 1 項違反を主張して、本件処分の取消し等を求めて出訴した。あなたが Q 町から相談を受けた法律家であるとして、この主張に対応すべくどのようなアドバイスができるか考えなさい。本件条例の他の関係規定は次の通りである。

第 1 条 この条例は、町内の健全な水循環の保全を図るため、必要な施策の基本となる事項並びに土地の利用、地下水の利用及び良好な水質の確保に関する事項について定め、健全な水循環の保全に関する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

第 2 条 町内の水循環を形成する地下水及び湧水（以下「地下水等」という。）は、R 山の豊かな森林等に支えられており、それらは町民の生活や経済活動に欠くことのできない資源であることから、地下水等を公共水（公共性のある水をいう。）と位置付け、町、事業者及び町民等は、健全な水循環の保全に関する施策を連携及び協働して推進しなければならない。

2 地下水脈は、現代の科学においてその全容を解明することは困難であり、一旦損傷した場合の復旧が不可能又は極めて困難であることに鑑み、その保全を図る施策は、予防原則に基づくものでなければならない。

## 10月号(529号)

S市T区は日雇労働者が多く生活する街で、Xもその1人である。建設労働で全国の現場を渡り歩き、仕事が終わればT区の簡易宿所に戻って休息し、再び仕事のために旅立つという生活は、定まった住居を持つには向かない。宿所に空きがなければ公園や路上で野宿もする。U会館は、こうした境遇の日雇労働者宛ての郵便を預かるほか、その所在地で住民票を作成できるようにするなどの支援を行っており、T区役所は長年U会館への転入届を受理してきた。日雇労働者被保険者手帳(雇保44条)は仕事がないときの失業手当受給に必要で、住民票がなければ取得できない。Xは同手帳を取得するため、本籍地にあった住民票をU会館に移し、若干の安堵感とともに各地を転々とする生活を続けていた。XはU会館に宿泊したことはないものの、同区内に所在する複数の簡易宿所やシェルターを利用し、野宿の際も区内に留まっていた。そうしたところ、20XX年に統一地方選挙が実施されることになった。当時U会館に住民票を置く者は3000人を超えており、建物の容量からして同地における居住実態に疑義があると考えたT区は、人口13万人程度の同区でそのまま選挙を挙行すれば選挙無効の原因となり得るとして、住民票の職権消除を定める住民基本台帳法(以下、住基法)8条及び同条の委任により転出、死亡または「その他その者についてその市町村の住民基本台帳の記録から除くべき事由が生じたとき」の必要的消除を定める住基法施行令8条に基づき、U会館及び日雇労働者の支援団体所在地(以下、U会館等)における居住の実態を欠く住民票を消除することとした。消除に先立ってT区は相談窓口を設けるほか、U会館を住所とする者に居住実態の届出及び住民異動届の提出を促すべく、U会館への文書発出、区内各所へのポスター掲示、ラジオ及びケーブルテレビでの適正な住民登録の呼びかけ等を行った。区による周知に接したXは、相談に訪れた区役所で職員から簡易宿所に数泊すればそこに住民票を移せると聞いたため、日頃利用している複数の簡易宿所にその旨を打診したが、いずれも強く拒絶されてU会館から住民票を移せなかった。T区は最終的にXを含む2000人超がU会館等における居住の実態を欠くと判断し、数回の延期を経つつ、その住民票を選挙の告示日前日に一斉に消除した。住民票を失い、自分の存在自体がこの社会から抹消されたと感じたXは、自分が「ここ」に現実に生きていることを否定する住民基本台帳制度の在り方を問うべきと思い至り、訴訟の提起を考えている。あなたがXから相談を受けた法律家であるとして、憲法の視点からどのようなアドバイスができるか、考えなさい。

9月号 (528号)

25歳の誕生日を迎えたXは、国政選挙への挑戦を決めた。公職選挙法において候補者の届出をしようとする者は、公職選挙法（以下、法）92条に定める金額を供託しなければならない。Xが立候補しようとする衆議院小選挙区選出選挙の供託金の金額は、2024年時点で1人当たり300万円であった（同条1項1号）。Xは必要な供託金の調達に奔走したが、結果的に300万円を集められず立候補できなかった。政策は準備できたものの、ごく普通の勤め人からの転身を図ったXに自己資金は乏しく、そのうえ景気はどん底で、応援してくれる周囲も金銭的支援は難しかった。国民はみな平等に政治に参加できるはずなのに、資力がなければ実質的に立候補は不可能であることに納得のいかないXは、国に対して訴訟を提起し、社会にこの問題を問おうと考えた。あなたがXから相談を受けた法律家であるとして、憲法の観点からどのようなアドバイスができるか考えなさい。

## 8月号 (527号)

Xはテレビ局で長年報道記者として勤務したのち、退職して故郷のA県でフリーのビデオジャーナリストとして活動していた。同県B市に在する無人島では、自衛隊基地の整備が進むが、国と県からの市に対する説明は不十分で、しかも工事は市長が賛否を表明しないままなし崩し的に進捗している。市議会では情報開示をめぐり市側と与野党とで激しい応酬が続いていた。工事で変わりゆく自然の姿や工事関係者の急増による生活環境の変化に戸惑う人々を映像に収めてきたXは、議会の論戦も記録にとどめ、ドキュメンタリーとして国と地方の関係のあり方を世に問いたいと考えた。そこでXがB市議会本会議のビデオ撮影を行いたい旨を同議会事務局に伝えたところ、B市議会傍聴規則15条（以下、本件規則）とB市議会先例（以下、本件先例）により、B市政記者クラブの会員以外の撮影は議長の許可を要すると説明されたため、非会員として許可を申請した。ドキュメンタリー制作を目的とした撮影許可申請は先例がなかったことから、議長は市議会の議会運営委員会に可否を諮ったが意見がまとまらず、本件規則に基づいて決定を一任された議長が撮影を不許可とした（以下、本件処分）。Xはこれも政治の現実であると認識し、構成に議会の対応も組み入れて映像を制作しようと考え直しはしたが、記者クラブ会員は自由に撮影できるのにフリーランスは許可が必要で、そのうえ自分は不許可とされたことには納得がいかない。あなたがXから相談を受けた法律家であるとして、Xにどのようなアドバイスができるか考えなさい。なお、本件規則の憲法94条適合性については検討しなくてよい。

### ○B市議会傍聴規則

15条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、録音し、又は情報通信機器類を使用してはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

### ○B市議会先例

傍聴席において写真撮影をしようとする傍聴人は、議長の撮影許可を得なければならない。傍聴人には、会議の撮影（ビデオカメラの類い）及び録音を許可しないのを例とする。議員の議会活動を報告するための写真撮影については、許可することを例とする。

市政記者クラブに加盟している報道機関の記者及びカメラマンは、その都度許可を得ることなく、会議（本会議及び委員会）の取材ができる。

7月号 (526号)

団体職員であったAは、共働きの夫と子ども3人で暮らしていたが、20XX年に脳出血で死亡した。亡くなる前3か月間の時間外労働は平均60時間を超えており、死亡は長時間労働に起因するとして労災が認められた。Aの夫Xは、労働者災害補償保険法（以下「法」）に基づく遺族補償年金を請求したところ、所轄の労基署長は、Aの死亡時にXが51歳であったことから、これを受けられる夫の年齢を60歳以上とする法16条の2第1項1号に定める要件に該当せず、また、年齢要件に該当しない場合に総務省令で定める障害の状態にあることを要件に受給を認める同条同項4号にも該当しないとして、不支給の決定をした。この決定につき、Xは労働者災害補償保険審査官に審査請求を行ったが、結果は棄却であった。夫の死亡の際は妻には課されないのに、妻が死亡した夫には課される年齢要件に到底納得できないXは、訴訟で不支給の決定を覆したいと考えている。しかし過去の類例を調べたところ、地方公務員であった妻を労災で亡くした夫が地方公務員災害補償法（以下「地公災法」）に基づく遺族補償年金を受給できなかった事案で、同様の年齢要件が憲法14条1項に反しないとされた判決（最判平成29・3・21判時2341号65頁）を知り、途方に暮れた。あなたがXからの相談を受けた法律家であるとして、落胆するXに憲法の観点からどのようなアドバイスができるか、考えなさい。

6月号 (525号)

XはQ市の住民自治推進室の室長を務める管理職職員である。Q市では200X年に、市民自治の確立のために、その基本理念と市民の参画及び協働に関する制度の基本とを定める自治基本条例が制定され、同室の室員であったXも制定作業に携わった。その後別部署でも住民自治の確立に心を砕き、同室の室長となったXは、その知見を活かし、職員を集めて同条例に関する勉強会を定期的に行っていた。そうした中、Q市長Y及びQ市議会多数派は産廃施設の誘致を企図し、反対住民の動きを警戒するようになった。市の対応に不信感を抱いた住民が、同条例に基づく住民投票実施に向けて活動を始めたところ、議会は同条例の廃止を検討する目的で調査特別委員会を設置し、同委員会は廃止を相当とする報告書を提出するに至った。以後の勉強会でXは、多数の職員の前で、「条例はまだ十分に活用されておらず、廃止されるべきではない」旨の発言を、時に強い調子で行った。Xはさらに、同条例存続の必要性を市民に知らせるべく、顕名で新聞に投書し、自らを「憲法尊重擁護義務を負う市職員」だとした上で、「多年の準備の上、住民も参加し数十回の検討会を重ねて制定された自治基本条例を、一部の短絡的な利益のために廃止するのは地方自治の本旨にそぐわない」などと訴えた。

Xの発言及び投書の事実を知ったYは、これらの行為が「Q市職員の政治的行為の制限に関する条例」(以下「本件条例」)2条1号に該当すると判断し、同3条に基づいてXを戒告処分とした。Xは市の人事委員会に不服申立てを行ったが、処分が承認されたため、その取消しを求めて出訴しようと考えている。

あなたがXからの相談を受けた法律家であるとして、Xへの処分の取消訴訟における憲法上の論点について、意見を述べなさい。

○ Q市職員の政治的行為の制限に関する条例

第1条 この条例は、本市職員(以下「職員」という。)に対して制限する政治的行為を定めるとともに、職員の政治的行為の制限に関し必要な事項を定めることにより、職員の政治的中立性を保障し、本市の行政の公正な運営を確保し、もって市民から信頼される市政を実現することを目的とする。

第2条 職員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第36条第1項、第2項(同項第1号から第4号までに係る部分に限る。)及び第3項の規定により禁止し、又は制限される政治的行為をしてはならず、並びに政治的目的(特定の政党その他の政治的団体若しくは特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、若しくはこれに反対する目的又は公の選挙若しくは投票において特定の人若しくは事件を支持し、若しくはこれに反対する目的をいう。以下同じ。)をもって、同条第2項第5号の条例で定める政治的行為として次に掲げる政治的行為をしてはならない。

一 職名、職権又はその他の公私の影響力を利用すること

[二号以下略]

第 3 条 市長は、職員が法第 36 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反して政治的行為を行った場合は、法第 29 条に基づき、当該職員に対し、懲戒処分として戒告，減給，停職又は免職の処分をすることができるものとする。

[2 項以下略]

## 5月号 (524号)

Xは、宗教団体Aの信仰を持つ家庭に生まれ育ったが、中学高校時代から神の存在に疑問を感じて篤信の親に反抗するようになり、非行に走って家出したのち、殺人を犯して、裁判で死刑が確定している。公判中にそれまで音信不通であった家族とあらためて交流を持つようになったXは、内省を重ね、罪を深く反省するとともに、死刑確定後、一度離れたAの信仰を再び持つに至った。かねて体調が優れなかったXは、拘置所から医療刑務所への移送後に肝臓癌と診断され、手術を受けなければあと数か月の命であるが、受ければ回復の可能性があると言われて。所内の担当医によれば、Xの手術は大量出血の可能性がある、そうなった場合には輸血をしなければ生命の危険があるという。Xは刑務所側から輸血を伴う手術を受けるよう説得されたが、「命を創造主からの賜物として尊重する人々は、血を取り入れることによって命を維持しようとはしない」というAの教えに従って、「手術中にいかなる状態になっても輸血しないことが確約されるなら手術してもよい、さもなければしない」と主張し、さらに自ら指名した無輸血手術を行う医師（以下「指名医」。刑事収容施設法〔以下「法」〕63条1項参照）による診療を申請した。刑務所長は、一度は当該指名医による診療を認め、受診をさせたが、①無輸血手術では手術中に死亡し刑が執行できなくなる可能性が払拭できないこと、②Xの申請以後、他の複数の被収容者からも、宗教上の様々な行為を施設内で認めるよう要求が出されるようになり、本件で無輸血手術を認めると、被収容者の要求に歯止めがかからなくなる恐れがあることなどから、所内担当医に手術をさせて大量出血の際には輸血を行う旨をXに通告するとともに、指名医による診療を中止した（法63条4項）。Xは、この診療の中止（以下「本件中止」）を不服として当該刑事収容施設を管轄する矯正管区の長に審査請求をしようと考えており（法157条）、不首尾に終われば訴訟を提起するつもりでいる。

あなたがXからの相談を受けた法律家であるとして、Xが本件についてどのような憲法上の主張ができるか、意見を述べなさい。関連の条文（法62条・63条・73条・74条・157条）は自分で確認すること。

#### 4月号(523号)

東京都P区ではここ数年で、区内を起点・終点とするデモが年間50件台から70件台へと増加傾向にある。デモの出発地として区立公園の占用を伴うデモはP区立公園条例(以下「本件条例」)3条1項2号及び同3項に基づき、「公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り」、区長が許可を「与えることができる」とされる。

デモのために使用できる公園は、P区が裁量基準として定める『「デモの集合・解散地として使用できる公園」の基準』(以下「本件基準」)を満たすものに限られ、40年ほど前の制定時には11あったが、その後の基準改定で4に減った。当時の基準が①都市公園法の適用を受け、②公園面積が1,000平方メートル以上で、③公園内に100平方メートル以上の広場があり、④住宅街に近接していないことを条件としていたところ、20XX年8月1日適用開始の改定(以下「本件基準改定」)で④に「学校、教育施設及び商店街」が追加されたことにより、基準を満たすのはP中央公園のみとなった。区議会の委員会審議では改定の理由は公園利用の保全及び周辺環境への配慮とされ、デモの件数増加とそれに伴う周辺の交通規制や騒音で迷惑している公園周辺の町会及び商店会から、デモ制限への要望があったと説明された。要望の件数や迷惑の深刻度などは具体的には言及されず、本会議で審議されることもなかった。改定と同時に留意事項として、i) 使用時間上限は30分

(500人以上の場合は60分)、ii) 1日のデモは上限2回・間隔は3時間以上、iii) 同一申請者による申請は1日1回、等が定められた。なお、従来運用されている公園の占用申請に関する取扱要領は、「集会・イベント等の占用ができる者の決定は、原則として先着順とする。ただし、受付の初日において、申請が競合した時は、抽選により占用者を決定する」と定めていた。

P区民であるXは、市民の政治的意思表明にはデモが有効であると考え、かねてデモを企画し実施していた。ところが本件基準の適用期日以降、P区での公園占用申請は希望日競合による抽選で当たらず、不許可が続いた。デモのための道路の使用許可申請に際しては警察署から路上ではなく公園を出発地とするよう求められており、XはP区内を起点とするデモを実施できない状態が同年暮れまで続き、区にも関わる政治課題に対し、タイムリーに意見表明を行う機会が奪われていると感じている。

あなたがXからの相談を受けた法律家であるとして、本件基準の改定に伴う憲法上の問題点について、意見を述べなさい。

#### ○ P区立公園条例(抄)

##### 第2章 公園の管理

第3条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ区長の許可を受けなければならない。

- 一 物品販売、業としての写真撮影その他営業行為をすること。
- 二 演説又は宣伝的行為をすること。

- 三 競技会，展示会，博覧会その他これらに類する催しのため公園の全部又は一部を独占して使用すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は，申請書を区長に提出しなければならない。
  - 3 区長は，第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り同項の許可を与えることができる。
  - 4 区長は，第1項の許可に公園管理上必要な範囲内で条件を付することができる。